

第57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算については、生活福祉資金貸付事業の予算、児童扶養手当受給世帯等に児童一人当たり5万円を支給する予算、給食費等の値上げを抑制し保護者の経済的負担を軽減するための予算、高等学校の授業料支援の予算、など、全体としては物価高騰の中で必要な予算であり、賛成です。しかし、マイナンバーカード取得促進事業については、大分トリニータと連携して普及を図ろうというのですが、国民が必要としない制度に固執し国民にマイナンバーカードを押し付けるやり方はやめるべきだと考えます。

デジタル化は県民の利便性の向上のためには必要なものですが、個人情報漏れなことがと連携されないことが前提であり、企業のもうけの対象にするものではありません。

県はマイナンバーカード取得率向上のため、大分県版マイナポイントなどで2022年度までにほとんどの県民が取得するよう取組を強めると言っていますが、今年5月末の交付率は44.24%です。県民が取得しないのは情報流出や情報の一元管理、プロファイリングの危険性など多くの県民が不安を感じているからです。

政府は、社会保障・税・災害対策の3分野以外の分野にも広げ、マイナンバーそのものを利用しなくても行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。これは、「儲けのタネ」であるビッグデータをさらに増やすためであり、集積されたデータは利活用されるのです。利便性の高さはセキュリティレベルの低さと表裏一体であることが、2020年夏に発覚したドコモ口座の不正引き出し事件によって、あらわとなっています。さらなる個人情報の集積により、個人情報漏えいの危険は高まります。

県は、「不正利用を防止している」「情報連携にマイナンバーを直接用いず情報漏えいしない仕組みを構築している」と言いますが、日本社会で個人情報漏えい事件は日々発生しており、実効性があるとは言えません。

もともと、国民の税・社会保障情報を一元的に管理する「共通番号」の導入を求めてきたのは、財界でした。国民の税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うこと、企業が匿名化情報を使い、もうけの対象にすることなどが導入の狙いです。

国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民への徴税強化・給付削減を押しつけるマイナンバー制度の問題点を指摘し、第57号議案についての討論とします。

次に、第59号議案大分県税特別措置条例の一部改正について反対です。

地域再生法に基づき、地方への本社機能の移転・拡充を行う事業者に対して、課税免除等について適用期限の延長等をおこなうものです。本社機能を東京二十三区内から大分県へ移転したり、既に大分県内にある企業の本社機能を拡充したりした場合に、事業税や不動産取得税を軽減するという内容です。確かに、中小企業も対象となっていますが、当然、誘致大企業にも適用されます。大企業には莫大な内部留保が蓄えられ、その上、これまでもさまざまな優遇税制が施されています。こうした優遇こそ是正をし、県民負担をやめるよう求めるものであり、反対です。

次に、第63号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について反対です。

これは、紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しをしようとするものですが、値上げによって受診抑制につながってしまいます。年金は引き下げられ、実質賃金は下がる中で、値上げラッシュで県民の暮らしは大変です。値上げには賛成できません。

次に、第66号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、毎年この時期に改正案が出される学校の先生の定数を削減するという条例です。今回の条例改正は、県立学校の教職員定数は26人の減となっています。これは県立高校の収容定員の減少などで県立学校の児童生徒数が減少することによるものとの説明です。また、市町村立学校県費負担教職員定数が60人の増となっています。これは特別支援学級が増えたことや小学校3年生の35人学級の実施に伴うものということです。

教員は、この5年間で県立学校で108人の減、小中学校で36人の増となります。過去5年間の教職員の病気休職者数は年間で82人から93人、そのうち精神疾患は47人から57人、全体の55.1%から62.2%を占めています。現職死亡は2012年度から今まで77人に上ります。これまで痛ましい過労死も起きています。これは多忙化や長時間勤務などが大きく影響しているものと考えられます。

県教委は定数の削減ではなく、教育環境の整備や少人数学級の拡大、無理な統廃合や1年単位の労働時間制の中止及び正規教職員の増員等、待遇改善を行うべきです。

国民の声に押され、40年ぶりに公立小学校における学級編制の標準が引き下げられ、昨年度から5年間かけて小学校全学年で35人学級の実施がすすんでいます。中学校へも拡大し、さらに30人学級へ進むよう要望します。

次に、請願17号、消費税5%への引き下げを求める意見書の提出について、賛成の立場から討論します。

相次ぐ値上げ、急激な物価上昇により、悲鳴が上がっています。「これだけ物価が上がっているのに、年金は下がって年寄り死ねと言うんか」という年金生活者、「ビニールやパックなどの値段がすごく上がって本当に厳しい」という食肉業者、「ガス代が去年の3倍にもなって驚いた」というレストランなど、声が切実です。消費税引き下げは家計の負担、事業者の負担を軽くする最大の物価高対策となります。事業者の負担軽減は賃金引き上げにもつながります。

国民の購買力を高め、景気対策にもなる本請願にぜひご賛同をお願いします。

次に、請願18号、消費税インボイス制度実施の延期や中止を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論します。

来年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施されようとしています。これが実施されれば、中小事業者やフリーランスの事務量と消費税負担が増加します。

年間売り上げが1000万円以下の農林水産事業者は、野菜や魚等を事業者へ販売する場合、インボイスの発行ができるかどうかで取引から除外されたり、課税事業者へ転換したりしなければならなくなります。公共事業の最末端の下請けや一人親方の場合も同様です。基幹産業としての農林水産業や中小零細事業者の営業等を守り育成するためにも、全国商工団体連合会、日本商工会議所など多くの業界団体もインボイス制度は延期または中止を求めています。

ぜひ、本請願にご賛同いただきますようお願いいたします。